

(案)

令和 8 年度県議会庁舎警備業務及び駐車場管理業務委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、下記条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲が乙に委託する業務は、県議会庁舎警備業務及び駐車場管理業務（以下「業務」という。）とする。

（業務の範囲）

第 2 条 業務の範囲は、県議会庁舎及び地下 1 階駐車場並びにその敷地内とする。

（契約期間）

第 3 条 この契約の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 本契約の委託料は、_____円とする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____円
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び
第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算
出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項により、契約金額の 100 分の 10
以上を県に納付する。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号に該当するため、
免除する。

（業務内容）

第 6 条 乙は、警備業務及び駐車場管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、
業務を行わなければならない。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（業務の履行確認）

第 7 条 乙は、各業務の実施後、「保全警備業務日誌」により業務の履行を甲に報告し、
確認を受けなければならない。

（請求及び支払）

第 8 条 乙は、毎月の業務完了後の翌月に、甲に請求書を提出するものとする。

2 委託料の支払は、月額 _____円とする。

3 甲は、適法な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(案)

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要に応じて業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。ただし、この場合の申し出は1か月前までに書面により通告しなければならない。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約締結後の事情により、業務を継続する必要がなくなったとき。
- (4) 正当な事情により、甲乙のいずれかが契約の解除を申し入れたとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(異議の申し立ての制限)

第11条 前条の規定により、甲が本契約を解除した場合でも、乙は甲に対して損害賠償及び異議の申し立てをすることができない。

(業務協力)

第12条 乙は、業務を実施するに当たって、甲の業務と密接に関連する場合は、甲の指示に従い、甲の業務が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(臨機の措置)

第13条 乙は、甲の業務の実施上、必要に応じて臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はその結果を速やかに甲に報告しなければならない。

(施設等の使用)

第14条 甲は、乙が業務実施上必要な管理要員詰所等は無償で乙に貸与する。

(案)

(個人情報保護の基本的事項)

第 15 条 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、業務上知り得た甲の秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第 17 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第 18 条 乙は、甲の指定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第 19 条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 20 条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 21 条 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第 22 条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第 23 条 乙は、この契約の履行及び個人情報取扱事務について、業務の全部又は一部を第三者に委任又は請負わせてはならない。

2 乙が前項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(案)

(資料等の返還等)

第 24 条 乙は、この契約による事務を行うため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査及び報告)

第 25 条 甲は、契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

3 乙は業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにし、甲の求めがあった場合は、報告することとする。

(事故発生時における報告)

第 26 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 27 条 乙は、業務の実施に当たって、甲の責に帰することができない理由及び個人情報の取扱いにより、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害に対する賠償の責を負わなければならない。

(免責事項)

第 28 条 乙は、次の各号に起因する損害については、賠償の責を負わない。

(1) 天災地変、暴動その他不可抗力による場合。

(2) 建造物、施設又は物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(法令遵守)

第 30 条 乙は、本契約の履行にあたり、労働基準法や最低賃金法その他関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(事情変更)

第 31 条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件等が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙は、協議して書面により定めるものとする。

(案)

(特記事項)

第 32 条 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(協議事項)

第 33 条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕 印

乙
印